

三重四水系ダム洪水調節機能協議会

【協議会設置の背景と目的】

昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川管理者が管理する治水を目的とするダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められる中、鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系としても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」を設置し、令和2年5月29日に三重四水系において、関係利水者の協力を得て「治水協定」を締結、利水ダム等における事前放流の実施について取り組みが推進されてきました。

今回、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度が創設され、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図るため、「三重四水系ダム連絡調整協議会」を引き継ぐ形で、令和3年10月8日に河川法に基づいた「三重四水系洪水調節機能協議会」が設立されました。

三重四水系ダム洪水調節機能協議会 規約

(名称)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「三重四水系ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象水系とダム)

第3条 協議会の対象ダムは、鈴鹿川水系における、加佐登調整池、雲出川水系における、君ヶ野ダム、櫛田川水系における蓮ダム、宮川水系における、宮川ダム、三瀬谷ダム、不動谷ダムを対象とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者とダム管理者及びダム関係者のうち、別表-1に掲げる機関にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長・副会長を置くものとし、各役職については、別表-2に掲げる者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者からの意見を求めるため、委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。

七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。

八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会には幹事長、副幹事長を置くものとし、各役職については、別表-3の職務にある者を持って構成する。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

4 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者からの意見を求めるため、幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局三重河川国道事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年3月27日から施行する。

(一部改正) 令和3年10月8日

(委員又は幹事の選出)

第2条 各機関から選出された委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することが出来るものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表－１ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	対象水系
国	三重河川国道事務所	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	蓮ダム管理所	櫛田川
三重県	県土整備部 河川課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	農林水産部 農業基盤整備課	鈴鹿川
	企業庁 水道事業課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川
	企業庁 工業用水道事業課	鈴鹿川・雲出川
	津建設事務所(君ヶ野ダム管理室)	雲出川
	松阪建設事務所(宮川ダム管理室)	宮川
	水資源機構(三重用水管理所)	鈴鹿川
中部電力株式会社	櫛田川・宮川	
三重用水土地改良区	鈴鹿川	

別表－２ 協議会 委員及び役員

関係機関	委員	役職	
国	三重河川国道事務所	所長	会長
	蓮ダム管理所	所長	
三重県	県土整備部 河川課	課長	副会長
	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
	企業庁 水道事業課	課長	
	企業庁 工業用水道事業課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	水資源機構 三重用水管理所	所長	
中部電力株式会社	三重水力センター 業務課	課長	
三重用水土地改良区		事務局長	

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方气象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官

別表－３ 幹事会 幹事及び役員

関係機関	幹事	役職	
国	三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	蓮ダム管理所	専門官	
三重県	県土整備部 河川課	河川計画班長	
	県土整備部 河川課	ダム班長	副幹事長
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	企業庁 水道事業課	事業経営班長	
	企業庁 工業用水道事業課	事業経営班長	
	津建設事務所	君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所	宮川ダム管理室長	
水資源機構	中部支社	水管理・防災課長	
	三重用水管理所	所長代理	
中部電力株式会社	三重水力センター 業務課	副長	
三重用水土地改良区		事務局長	

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方气象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官